

別添資料1 (生鮮食品品質表示基準第2条関係)

1 農産物 (きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)

- (1) 米穀 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

玄米、精米

- (2) 麦類 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。)

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

- (3) 雑穀 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。)

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

- (4) 豆類 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

- (5) 野菜 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

- (6) 果実 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

- (7) その他の農産食品 (収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。)

糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

- (1) 肉類 (単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

- (2) 乳

生乳、生やぎ乳、その他の乳

- (3) 食用鳥卵 (殻付きのものに限る。)

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

- (4) その他の畜産食品 (単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。)

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類